

Archaeological Laboratory, Co., Ltd.

アルカ通信

ARUKA Newsletter

NO.192
2019.9.1

*考古学研究所(株)アルカは石器と縄文土器・土製品等の実測・整理・分析を強力にバックアップする企業です。

加曾利B式土器

— E.S. モースと坪井正五郎のはざまで —

鈴木 正博

● 第29回 ● 「大森式」突起の分類と相互関係

第34図には補足が必要である。まず、突起の表裏面等の別であるが、「第一」は裏面、「第二」と「第三」は甲が裏面、乙が表面、「第四」と「第六」は甲が裏面、乙が「側面」、「第五」は「側面」のスケッチである。次に年代と系統の別であるが、「第一期」(イ)は本連載第1図により「大森3式」の系統である。「第六期」(ニ)は他と同様の「頂部斜面円孔文」を有し、突起の退化が顕著な「大森3式」～「高井東1式」、「第一期」(ロ) (ハ)は「高井東式」の諸例である。「第二期」と「第三期」は本連載で「十字架形」突起と命名し、モースが纏まりを指示した諸例で、「大森1・2式」(「加曾利B2式」期：第15図参照)である。「第五期」と「第六期」は「山形」突起と命名、「加曾利B1-2式」期の西関東に展開し、「大森1・2・3式」へ系統的に変遷する「小仙塚系列」の深鉢に発達する。「第四期」は「山形」突起から「十字架形」突起への移行形態として位置付けられる。

ここで認識すべきリスクは、突起の裏面／表面／側面の装飾にも観察の注意を向け、変化への手掛かりとする一方で、突起の形態と体部の装飾とのクロス関係までは関心が及ばない点である。今日の年代と系統による厳密な順序決定は、体部文様帯による交差検証を必須としており、突起形態のみでは文様帯の系統性が捨象され、直列／分岐／並行等の変化・変容を見誤る。

第35図に移るならば、第34図に続く「山形」突起も含め多様な関連突起形態と愈々対峙することになる。まず、最後に置かれた「第十二期」は全形が一目瞭然の「山形」突起で、「第五期」や「第六期」同様に「小仙塚系列」由来の突起形態であろう。木を見て森を見ず、の喩えではないが、装飾である凹み

に注目が集まり、「第十一期」の3個の凹みから「第十二期」は4個の凹みへ、との加算変化を重視した変遷視点に対し、本来は突起全形の類似や相異が優先されるべきで、「第十一期」の特徴は「第七期」と「第八期」の各頂部の合体・複合に見える。

「第七期」は「山形」突起で頂部が「第六期」と類似する「斜面頂部円凹文」であり、しかも頂部形態から「階段の如きもの」が消失した「第五期」に近く、「小仙塚系列」の範疇となる。「小仙塚系列」の「山形」頂部は、円凹文を作出する場合には「第五・六・七期」のように1個が主体である。

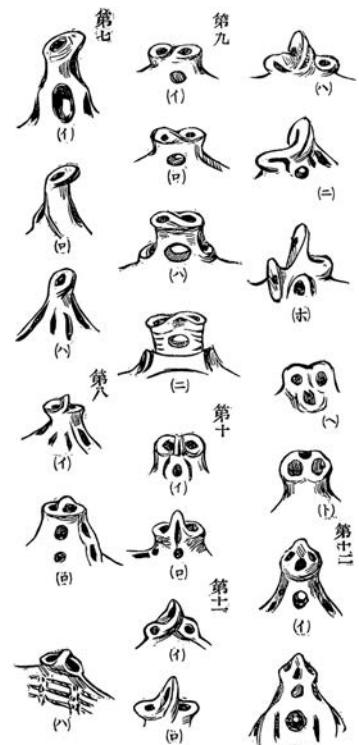
これに対して「第九期」は「第十期」と同様に直立状の突起土台を有し、その頂部平坦面に「∞形」装飾が附される「頂部∞形直立」突起で、中央分離帯を挟む左右の凹みが「∞形」となる点で明らかに「小仙塚系列」とは別系統に属す。その母体としては「第十期」が雄弁である。

「第十期」は直立に立ち上がり、頂部の平坦面に中央分離帯を挟んで左右に凹みを作り出し、西ヶ原貝塚の「壺蓋芝形」突起に似るが、ここでは「第九期」の「頂部∞形直立」突起の祖形で「第十一期」(ロ)からの変遷と位置付ける。「第十期」の年代は(イ)の文様から「加曾利B1-2式」期となるが、直立の高低差は低→高への変遷が措定される。

「第八期」(除く(ハ))は、「第四・五・六・七・十二期」である「小仙塚系列」の「山形」突起を土台とした上で、「第九・十期」の「頂部∞形直立」突起の「∞形」装飾を頂部とすることから、「山形」と「直立」の二者によるクロス(混血)現象と理解される。とするならば、突起は土台において既に1系統ではなく、「山形」と「直立」の2系統に分岐・複線化し

ており、分類数や個体数における「山形」の多様性と複合性に対し、「直立」の独立性と客体性も注目される。

こうして「小仙塚系列」(「加曾利B1-2式」期)は独自土台の「山形」突起を維持するための多様な複合性が展開し、やがて沼田頼輔が近似関係とする「大森1・2式」(「加曾利B2式」期)の「十字架形」突起へ変遷する現象が、体部文様帯の分析を経た上で導出される。残された「第十一期」は「其の変化極めて奇異にして大森式に属する把手は此期を以て最も意匠を凝せるものとなす」(ゴチック体は引用者)とされるが、(ハ)(ニ)(ホ)として坪井正五郎の「横壺芝形」も含まれる。



▲第35図 沼田頼輔の「大森式」突起(その2)

※巻頭連載は隔月です。次回は 大村裕さんです。

目次

■加曾利B式土器 「大森式」突起の分類と相互関係(第29回) 鈴木正博 …1
■考古学の履歴書 こののはじまり(第22回) 間壁忠彦・間壁霞子 …2

■リレーエッセイ マイ・フェイスバレット・サイト(第185回) 小野準弥 …3
■考古学者の書棚 『歴史を哲学する—七日間の集中講義』 柏原正民 …4

考古学の履歴書

ことのはじまりー「..それでは 何だ」(第22回) ————— 間壁 忠彦・間壁 葎子

5. 富比賣の出現(天平宝字七年銘の墓地買地券文)(5)

富比賣とはどのような女性なのか、問題でありながら、先回は宮の本出土墓券の年代推定から、古代の人名の話になってしまった。富比賣さんの方へ話を返す前に、一つ大切なことを言い忘れていたことを思いだした。

実はこの墓券は3枚有った、という最も有力な説があったことだ。これは長年倉敷考古館に、この資料を寄託された所蔵家に、この資料は、日本では類の無い珍しいものに、間違いなかったことをお知らせしたことで、拝見できたのである。今まで誰にも見せていなかった、家の履歴なども記された資料だったのである。報告書には、それも加えた内容であるが、ここでも概要は加えたい。

それは買地券が発見された時の佐藤家の当主であった、佐藤左仲が天保10(1839)年頃に記した「家略記」である。ただ注意を要するのは、買地券が文政年間発見と漠然とはしていても、10数年を経た後の時期に書かれたものであることだった。

左仲の「家略記」で最も問題なことは、3面の同文買地券があったように記されている点であった。これが1箇所なら書き違いの可能性もあるが2箇所にわたっているので、左仲には、3枚という強い記憶があったとおもわれる。しかし当時の学者が、この資料を始めてみた時には、既に実物は2枚であったのだろう。その後他の学者達の誰一人も、3枚だったとは書いてないのである。

ただ1例だけ3枚としていたのは、明治10年代に出されていた『好時雑報』の中で、買地券に関する記事があり、それは、『備中誌』と全く同じでありながら、枚数だけを3枚として、一枚は、備中松山藩主に献上された、と書いている。

しかし江戸時代、佐藤家は地元岡田藩の藩医も勤めている家系である。岡田藩は1万石少々の小藩だが、藩主は伊東氏で、関が原以後明治まで10代続いた藩で、総社市新本や、真備町のほぼ一帯を含む地が領地であった。

先の『好時雑報』の編者も倉敷の医師であり、佐藤家当主も医師で、佐藤家では左仲の家略記が伝えられており、既に藩の時代で無く、何かが混乱して伝えられたのであろう。ただ佐藤家には、1枚をどこかに献上したようなはなしはない。佐藤家は二代続いた養子の武平の頃で、左仲の書いた「家略記」を見ていたとしても、詳しい事はわかってなかった可能性もある。

しかし左仲が、世間の思惑に反し、3枚を主張しているからには、似た物があったことは、信じるべきではなからうか。

実はこの地には、可能性の強い資料がいま1枚あった。

【今一枚の「矢田部」と書く博】

左仲自身が、出土当初、文意があまりはっきりしないので、特には関心が無かった様子であるから、3面が同文であったと記していることには問題がある。しかも改めて注目した時には既に1枚は、手許には無かった物ではなからうか。この3枚存在の事実は、佐藤家内部の文書であるから記載されているので、既に早く佐藤家と姻戚関係の濃い家の所蔵となっていたのではないかと推測しているのである。これは全くの想像だが、一応

は根拠もあることなのだ。

この資料は既に永山氏によって『岡山県金石史』に収録されているが、いわゆる中央学会では、「墓地買地券」とともに、問題視されなかった遺物だった。とくにその出土地などの具体的な情報は「買地券」以上に不明な資料だった。ただ所蔵者は、吉備郡新本村橋本修吾とあった。永山氏がその由来とした大要は次の様なものだった。

「はっきりはしないが、形も土質も、文字筆跡も、当代の物に疑いは無い。所蔵者橋本修吾の家は、寛政の奇傑といわれた古川古松軒の出た家で、古松軒の遺物を収蔵することも多いので、古松軒が収集していた物かもしれない。後日の研究を待つ。」とあった。

真備町と総社市新本の地は近く、江戸時代は同じ岡田藩。

橋本修吾は医師だった。明治末年には少なくともサンフランシスコで開業しており、のちに大阪で開業していた。永山氏がこの資料を検討した頃は、当主はその地にいなかった可能性もあり、この資料は長く行方がわかっていなかった。

私たちが調査するに当たっても、既に修吾氏の養子で、大阪で医院を続けた人物も他界されていた。だが幸運にも橋本家が江戸時代に菩提寺として建立していた、総社市新本の宅源寺に、問題の資料は保存されていたのである。本当に運よく、実際に調査することができたのだが、その資料がどこから入手された物かは、全く記憶も、記録もない。

実態は昭和5(1930)年の『岡山県金石史』には掲載されており、詳しくは既に示した『考古館研究集報 15号』を参照されたいが、概要は次のようなものであった。

買地券と比べれば、形は同じ長方形だが、大きさは3分の2程度。長・28.5~27.5cm、幅・上13.5 下12cm、厚さ・中央1.3cm 上下0.8cm、文字面が多少凹形になっているが、焼けひずみで、本来は、平面を意識したつくり。色は青灰色、全体に焼きは固いが、須恵系瓦の焼きのあまい物と似ている。文字は右より上から「矢田部首人足」左より中央下から「宝龜七年定」面上にバランスを取った2行だけの文字である。

橋本家と佐藤家との関係は、次になってしまった。

| 間壁忠彦 略歴 | |
|------------|--|
| 1932~2017年 | 岡山県児島郡甲浦村(現岡山市南区)郡に生まれる |
| 1951年 | 岡山県立操山高等学校卒業 |
| 1955年 | 岡山大学法文学部法学科卒業 |
| 1954~1973年 | (財)倉敷考古館学芸員 |
| 1973~2006年 | 同上館長 |
| 1968~1998年 | 広島大学、1968~1980岡山大学非常勤講師(博物館学)、他に熊本・九州・愛媛・鳥取・千葉大学へ博物館学非常勤講師出講 |
| 1982~2005年 | 就実女子大学非常勤講師(考古学)、ほかに島根大学へ考古学非常勤講師出講 |
| 2006~2015年 | (財)倉敷考古館学術顧問 |
| 間壁葎子 略歴 | |
| 1932年 | 岡山市門田屋敷(現岡山市中区)に生まれる |
| 1951年 | 岡山県立操山高等学校卒業 |
| 1955年 | 岡山大学法文学部史学科(日本史専攻)卒業 |
| 1955年 | 岡山大学法文学部副手(池田家文書整理) |
| 1956~2015年 | (財)倉敷考古館学芸員 |
| 1979~1986年 | 中国短期大学非常勤講師(歴史学) |
| 1985~2004年 | 神戸女子大学非常勤講師1年を経て助教授(1991年まで)教授(2004年まで)、以後同大学名誉教授 |
| 1995年 | 明治大学で論文博士(歴史学) |

隔月連載です。次回はいし川史子先生です。

U レーエッセイ

マイ・フェイバレット・サイト 185

阿方瓢塚2号墳 ～愛媛県今治市～

小野 隼弥

今回、私は阿方瓢塚2号墳という古墳を紹介したいと思います。阿方瓢塚2号墳は、愛媛県今治市に所在する古墳です。今治市北部にそびえる近見山の南麓側丘陵部に位置しており、丘陵端部の尾根上標高54mの地点に築かれています。当古墳から東側には谷状の平地が広がり、そこでは弥生～古墳時代、中世の集落跡である阿方中屋遺跡が確認されています。また、北東側の丘陵部には弥生～古墳時代の遺跡が多数分布し、西側にも中世の遺跡である延喜1号遺跡や延喜向遺跡が認められるなど、周辺一帯は遺跡が密集する地域として知られています。

阿方瓢塚2号墳は市道の建設に伴う試掘確認調査で新たに発見され、平成29年から30年にかけて発掘調査を実施しました。調査の結果、古墳時代後期から終末期の円墳と判明しました。墳丘は直径約6m、高さ約1mの小規模なものです。1号石室と2号石室の二つの埋葬主体部が検出され、1号石室は未盗掘であることが確認できました。2つの主体部が検出されていますが、同一墳丘に二つの石室があった訳ではなく元は別個の古墳で、2号石室をもつ古墳が破壊されたのちに、1号石室と現存する墳丘が築かれたと考えられます。

1号石室は玄室長約1.6m、玄室幅約0.6m、玄室高約0.8mのかなり小さな横穴式石室です。主軸は南北方向を向き、北側へ入り口を設けています。羨道をもたず、素掘りの墓道に玄室を直接繋げていました。墓道は長さ約1.9m、幅約1m、深さ約0.4mを測ります。墓道の端では小礫がまとまって検出され、墓道の範囲を示している可能性が考えられます。天井石は長さ1m、幅0.3m程度の石を5枚使用しており、中央の石を先に置き、そこから両側に石をのせて隙間に粘土や小さな石を詰めて塞いでいました。石室と墓道の上に直径約6m、高さ約1mの墳丘を築いていましたが、墳丘に穴が掘られた痕跡がないことから一度埋葬され、その後追葬や攪乱を受けていない未盗掘の状態であることが判明しました。石室全体の構造は小型ながらも奥壁の隅を殺したり、開口部分に段を意識したと思われる石が置かれていたり簡易的ながらも通常の横穴式石室を作るような技術が随所に見られ、あえて小さなものを作ったような印象を受けます。また、石室に使用されている石材はすべて花崗岩の角礫で、周辺から調達された可能性が高いです。遺物は直

径約5cmの花崗岩割石を敷き詰めた床面上から検出され、奥壁の周りに須恵器短頸壺が3点、開口部側の入り口から見て右側に刀子、左側に鉄鎌が置かれ、中央付近では土玉が散らばった状態で検出されました。単葬で未盗掘であることから、これらの遺物は原位置を保っている可能性が高いと考えられます。年代は

2号石室よりもやや新しい7世紀前葉以降を想定しています。

2号石室は横穴式石室ですが、大規模な破壊を受けた状態で見つかりました。石室に伴う墳丘は消失し、壁石は基底石がわずかに2つ認められる程度の状態でした。徹底的に石が抜かれていることから、石材目的の盗掘を受けたと考えられます。かろうじて敷石や壁石の痕跡は残されており、それらの情報をもとに推定すると長さ約3m、幅約1.8m、高さ1m以上の玄室と、幅約1m、長さ1～2m程度の羨道を持つ片袖式の横穴式石室だったと考えられます。敷石は比較的良好な状態で検出され、直径5cm程度の花崗岩角礫を敷き詰めていました。遺物は石室内埋土から土師器(鉢)や須恵器(坏身、短頸壺、ハソウ)、鉄器(鎌、鋤先、鎌)、玉類(切子玉、管玉、ガラス玉、土玉)などが出土しました。遺物には時期幅が認められ、何度か追葬が行われたと考えられます。前庭部からは赤色塗彩土師器鉢が出土しており、追葬の埋葬儀礼に伴うものである可能性も想定されます。出土遺物からおおよそ6世紀後半から7世紀前葉頃の古墳と考えられます。

以上、阿方瓢塚2号墳の概略を述べてきましたが、現在も整理作業中であり、内容はあくまでも現段階での評価としてご理解いただけたらと思います。この阿方瓢塚2号墳は未盗掘であることもそうですが、私にとって初めての古墳の発掘調査であり、そういった意味でも印象深い遺跡です。初めての古墳の発掘調査で未盗掘古墳にあたるというなかなか出来ない経験ができ、多くのことを学ぶことができました。また、この調査では現地説明会を行いました。これも埋文行政に入ってから初めてのことであり、調査成果を公開、発信することの重要さと難しさを改めて認識できました。この阿方瓢塚2号墳の調査から得た経験を今後の調査などに生かせるようにしたいです。そのためにもまずはしっかりと報告書を出せるよう整理作業に取り組んでいきたいと思っています。

※次回のマイ・フェイバレット・サイトは原田悠希さんです。



▲1号石室床面検出状況



▲1号石室(右手前)と2号石室(左奥)

考古学者の書棚

「歴史を哲学する ― 七日間の集中講義」

野家啓一著／岩波現代文庫(2016)

柏原 正民

論理や思考に注目が集まる昨今、哲学への関心も高まりを見せているようだ。本書はタイトルのとおり、歴史について哲学者が特性を分析する内容であり、歴史を研究する立場とは観点の違いを感じる。指摘の是非も含めて、刺激に満ちた一冊である。

1. 歴史＝「物語り」とはどういうことか？

歴史について著者は、過去にあったことを物語る行為＝ナラティブととらえる。Narrativeは「物を語る」という動詞的な概念で、一般に「物語」と訳されるStoryが始めと終わりのある構造を指すのと異なり、着想や調査所見などの幅広い行為も包括する。過去の事象は起きた結果で叙述されるため、「同時代や当事者の記録であっても認識が主観的にならざるを得ない」と指摘、実際に起きた事象と歴史的な叙述には一定の乖離があること、また後天的に描かれることから「歴史＝物語り」と位置づける。

歴史学は、根拠とする史料の「偏らない視点からの分析」に重点を置く。著者の意見を極論すると、歴史の叙述は文学作品と本質的に同じ地平でとらえられるが、歴史を研究する立場からすれば、歴史叙述は第三者が検証や批判が可能な史料や明確な調査手法に基づくもので、「両者は本質的に異なる」認識が強い。

著者は歴史が、①現在への接続 ②他者の証言との一致 ③物的証拠という手続きを必須として想起された「解釈」であり、同時代における証言や物的証拠と整合するか？また過去から現在に至る時間と矛盾なく接続するか？という検証があって初めて、広く受け入れられるとする。「物語り」はむしろ、歴史が持つ特性を明確にする意図で用いられており、認識は歴史学の考え方と矛盾するものではない。

2. 歴史の研究 ―そこに客観性はあるか？

歴史が「物語り」ならば、客観性は存在しないのか？という疑問も生じる。著者は科学と非科学の境界を「反証の可能性」に求めたK・ポパーの意見を引きながら、歴史はある観点からの選択がなければ成立しえず、選択の妥当性を実験のような万人が共有できるテストにかけられないことから、反証が不可能と位置づける。つまり歴史に客観性は存在しない立場をとる。

歴史研究では客観性を、哲学とは異なるニュアンスでとらえていると感じる。例えば考古学の場合、発掘調査で遺跡や遺構から情報を得るとき、客観性を保つよう求められる。しかし発掘調査から主観性を排除することは困難であり、また遺物は観察による検証が可能であっても、どこでいつの時代に作られたか？などを考えるには主観的な判断が避けられない。歴史研究で求められる客観性とは、情報の取捨選択に際して「基準を可能なかぎりオープン化する」とことと理解できる。

著者は、歴史が「常に有限のパースペクティブを持った一定の視点からしか語りえない」とする一方で、いかなる視点で

から語っているか自覚し、視点の歪みや先入見に対して自己追及が求められる、とする。こうした指摘もまた、歴史学の基本認識と矛盾しない。むしろ歴史の研究にあたって、主観性をいたずらに忌避せず、歴史の特性に対応するうえで必要なものと自覚する姿勢が求められるのではないか。

3. 歴史認識の限界 ―絶対的な史実があるか？

哲学では、歴史の事象がすでに「確めようのないもの」である限り、絶対的な歴史的事実も存在しない、とする。

歴史研究では「歴史を解明する」の言葉が示すとおり、寄りどころに「絶対的な歴史的事実＝史実」が仮想され、その探求に研究の意義を見出す場合が少なくない。史実の存在が否定されることに抵抗を感じる見解が多数であろう。

歴史学は史料の分析による「解釈」が叙述に反映されるため、単なる想像と根拠ある解釈を厳格に峻別するよう求められる。しかし「解釈」が研究者の主観的な見解である以上、価値の高い史料を根拠としても絶対的な歴史的事実の存在は証明できない。著者は歴史における解釈の正当性を、詳細な分析と批判的検証の結果による「合理性」が担っていると指摘し、主観のままに放任されるのではなく、あらゆる角度から検証された合理的な解釈が、歴史の叙述として広く定着するとする。

本書の指摘は、歴史研究が抱える本質的な限界と、それを乗り越えるため解釈の合理性を求め続ける責任があることを、論理的に提示したものとはいえまいか。考古学は新たな発見などによって叙述の更新が繰り返されてきた。「歴史は変化する」の認識とともに、解釈が重視され主観的なウエートが高いことにも意識を向けながら、歴史に向き合う必要性を痛感している。

4. おわりに

研究分野において「常識」とされる認識は、先行する業績が育んだ研究上の秩序であり、否定されるべきものではない。しかし時には暗黙の了解とせず、意味するところを確認しておく必要がある。筆者は著者の考え方に共感を覚える立場で紹介したが、本書収録の「付論2」では「歴史＝物語り論」に対する歴史学者の批判に応える内容であり、哲学と歴史学の立場や考え方の違いが興味深い。手軽な文庫であることに加えて、講義調の文体が読みやすく、歴史がテーマなので問題提起や論の流れを把握しやすい。考古学的な研究手法に言及された箇所も多く、自分の考え方や認識と引き比べて新鮮な発見が得られる点からも、一読をおすすめしたい。

アルカ通信 No.192

| | |
|-----|--|
| 発行日 | 2019年9月1日 |
| 企画 | 角張淳一(故人) |
| 発行 | 考古学研究所(株)アルカ |
| | 〒384-0801 長野県小諸市甲49-15 |
| | TEL 0267-25-0299 |
| | aruka@aruka.co.jp URL : http://www.aruka.co.jp |